

【大蔵委員会】

(1) 審議概観

第131回国会において大蔵委員会に付託された法律案は、内閣提出の税制改革関連法律案3件であり、すべて成立した。また、これらの法律案審査のため、地方行政委員会と連合審査会及び連合審査会公聴会を開催した。本委員会付託の請願23種類244件は、いずれも保留となった。

[法律案の審査]

昭和62年から昭和63年にかけて行われた抜本的税制改革以降、我が国経済社会には様々な変化が生じているが、とりわけ高齢化については、生産年齢人口（20～64歳）の総人口に占める割合が平成7年を境に減少に転じる等、本格的な少子・高齢化が急速に進展しており、21世紀初めには主要先進国に例を見ない高齢化の水準に達することが予想されている。

この結果、勤労世代の人口が相対的に減少し、将来に働く世代への負担が増加せざるを得ない状況にある。また、高齢社会においては、年金や福祉等社会保障などの財政需要が増大し、国民負担のある程度の増大は避けられない見通しにある。

このため、今回の税制改革は、こうした高齢社会を見据え、我が国経済社会の活力を今後とも維持していくために、個人所得課税に偏りがちな現行の税体系を改めるとともに、消費課税のウエイトを高めていくことにより、世代を通じた税負担の平準化（又はライフサイクルを通じた税負担の平準化）と安定的な税収構造の構築を図ることを目的として提案された。

本委員会に付託された税制改革関連3法律案の概要は以下のとおりである。

まず、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、中堅所得者層を中心に個人所得課税の累進緩和等による負担の軽減を行うとともに、消費税の中小事業者に対する特例措置の縮減及び税率の引上げによる消費課税の充実を図ろうとするものである。

次に、平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案は、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案による所得税の制度減税に加え、当面の景気に配慮して、平成7年分の所得税について、定率（15%）による特別減税を上

乗せして実施するものである。

さらに、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案は、当面の経済状況に配慮して所得税減税を3年間先行すること等により見込まれる租税収入の減少を補うため、公債を発行することができることとともに、当該公債等の償還に充てるための一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするものである。

委員会における質疑は、直間比率の見直しなど単に税制問題だけにとどまらず、福祉や行財政改革あるいは地方分権など、極めて広範な分野に及んだ。

まず、今回の消費税率引上げが、昨年7月の総選挙における社会党の選挙公約に反するか否かが争点となつたが、村山首相は、「社会党の政策審議会が出した正式の選挙公約では消費税率の問題に触れていないこと、消費税が国民の社会生活や経済行為の中で既に定着していること、選挙後の政治状況を踏まえて連立政権を担う立場から責任ある決定をしたものであることなどから公約違反ではない」旨の見解を表明した。

また、所得減税が、税率構造の見直しの制度減税（3.5兆円）と暫定的な特別減税（2兆円）との二階建方式となっている点に関し、中堅所得者層の税負担軽減が中途半端であるという批判がなされたが、武村大蔵大臣は、「二階建減税は、るべき所得課税制度の構築と当面の景気対策という2つの要請を総合的に検討した結果であり、最善の政策だ」とした上で、「平均的なサラリーマンは一生を通じて10%ないし20%の所得税率が適用される」とし、中堅所得者層の重税感緩和に十分配慮したものであるとの認識を示した。

さらに、地方消費税を含めた消費税率5%の数字が現時点では仮置きの数字でしかないことから、2年後の消費税率の見直し時における6%以上への引上げを懸念する声が多く出されたが、村山首相は、「消費税率の見直し条項は、行財政改革や不公平税制の是正、高齢社会の福祉ビジョン、財政事情等を総合的に勘案しながら結論を出すためのものであり、現時点では予断を持って判断していない」と答弁した。

このほか、今回の税制改革が所得・消費・資産等の間でバランスのとれた税体系の構築を図ることを標榜しながら、利子・株式譲渡益の総合課税化など資

産課税の改革に踏み込んでいない理由が質されたが、武村大蔵大臣は、「総合課税化を進める上で、納税者番号制度の導入が不可欠であるが、これには自治省が検討している住民基本台帳の番号制や厚生省が一元化を目指す年金番号制と一体で議論することが必要だ」とし、21世紀初頭を目途に納税者番号制度導入に向けた具体的な検討に入る意向を示した。

一方、税制問題以外の論議としては、新ゴールドプランやエンゼルプランなど今後の福祉政策の財源が今回の税制改革で賄えるのかが問題となつたが、武村大蔵大臣は、「新ゴールドプランは厚生省の素案であり、政府部内で確定したものではなく、また、5%への消費税率引上げで福祉社会の大きな財源を見出すのは不可能である」との見解を明らかにした。

また、国民に新たな負担増を求めるときには政府自らが身を削る努力をすることが必要であるとして、行政改革に取り組む政府の姿勢が追及されたが、村山首相は、「行政改革を断行することを通じて、税制改革に対する国民の理解と協力を得ることが重要である」とし、「内閣を挙げて行政改革に取り組む体制を確立する」旨の決意を表明した。

以上のはか、飲食料品の非課税化や軽減税率採用による消費税の逆進性緩和策、事業者免税点制度の適用上限を引き下げる必要性、日本型インボイス制度導入による益税解消の効果、租税特別措置の見直しの視点、産業空洞化と法人税負担との関連性、有価証券取引税の在り方、消費譲与税と比べた地方消費税の利点、つなぎ国債の各年度別の発行額と償還額、福祉ビジョンの具体的な内容、特殊法人見直しのスケジュール等について質疑が行われた。

〔国政調査等〕

委員会の国政調査の一環として、地方における経済・財政・金融情勢、税務・税関行政の状況等に関する実情調査を目的に、9月5日から7日までの3日間（130回国会閉会後）、宮城県及び山形県に委員派遣を行い、その派遣委員の報告が10月6日に行われた。

報告では、東北財務局、仙台国税局、仙台国税不服審判所、横浜税関塩釜支署及び日本たばこ産業株式会社仙台支店から、それぞれ管内の概況説明を聴取するとともに、ニッカウヰスキー仙台工場を始め地場産業等を視察した旨の概要説明があった。

(2) 委員会経過

○平成 6 年 10 月 6 日（木）（第 1 回）

理事の補欠選任を行った。

租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

派遣委員から報告を聴いた。

○平成 6 年 11 月 15 日（火）（第 2 回）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第 3 号）（衆議院送付）

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第 4 号）（衆議院送付）

以上 3 案について武村大蔵大臣から趣旨説明を聴いた。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）

について地方行政委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第 3 号）（衆議院送付）

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第 4 号）（衆議院送付）

以上 3 案について地方行政委員会からの連合審査会開会の申し入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

また、3 案の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

○平成 6 年 11 月 16 日（水）（地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会第 1 回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第 3 号）（衆議院送付）

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第 4 号）（衆議院送付）

以上 4 案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、野中自治大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成 6 年 11 月 18 日（金）（第 3 回）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第 3 号）（衆議院送付）

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

（閣法第 4 号）（衆議院送付）

以上 3 案について武村大蔵大臣、政府委員、自治省、厚生省、建設省及び経済企画庁当局に対し質疑を行った。

○平成 6 年 11 月 21 日（月）

（地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会第 1 回）

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第 5 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第 2 号）（衆議院送付）

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

（閣法第 3 号）（衆議院送付）

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第 4 号) (衆議院送付)

以上 4 案について次の公述人から意見を聴き、質疑を行った。

関西学院大学経済学部教授	林 宜嗣君
一橋大学経済学部教授	石 弘光君
東京大学経済学部教授	神野 直彦君
立教大学経済学部教授	和田 八束君
高崎市長	松浦 幸雄君
消費税をなくす全国の会常任世話人・税理士	関本 秀治君

○平成 6 年 11 月 22 日 (火) (第 4 回)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第 2 号) (衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第 3 号) (衆議院送付)

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第 4 号) (衆議院送付)

以上 3 案について武村大蔵大臣、政府委員、自治省、運輸省、外務省、防衛庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成 6 年 11 月 24 日 (木) (第 5 回)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成 6 年度から平成 8 年度までの公債の発行の特例等に関する法律案 (閣法第 2 号) (衆議院送付)

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案

(閣法第 3 号) (衆議院送付)

平成 7 年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(閣法第 4 号) (衆議院送付)

以上 3 案について村山内閣総理大臣、武村大蔵大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

(閣法第 2 号)

賛成会派　自、社、新緑、公
反対会派　共、二院

(閣法第 3 号)

賛成会派　自、社
反対会派　新緑、公、共、二院

(閣法第 4 号)

賛成会派　自、社、共
反対会派　新緑、公、二院

○平成 6 年12月 8 日（木）（第 6 回）

請願第 1 号外243件を審査した。

租税及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

(3) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（3件）

番号	件 名	先 議 院	提出月日	参 議 院			衆 議 院			備 考
				委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	委 員 会 付 託	委 員 会 議 決	本 会 議 議 決	
2	所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案	衆	6.10.14	6.11.11	6.11.24 可 決	6.11.25 可 決	10.18 税制改革 特委	6.11. 9 可 決	6.11.11 可 決	6.10.18 衆本議趣旨説明 11.11 参本議趣旨説明
3	所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案	"	10.14	11.11	11.24 可 決	11.25 可 決	10.18 税制改革 特委	11. 9 可 決	11.11 可 決	
4	平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案	"	10.14	11.11	11.24 可 決	11.25 可 決	10.18 税制改革 特委	11. 9 可 決	11.11 可 決	

(4) 成立議案の要旨

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成6年度から平成8年度までの公債の発行の特例等に関する法律案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、財政法第4条第1項ただし書の規定等による場合のほか、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行による所得税の減税の実施等により平成6年度から平成8年度までの各年度の一般会計の歳入において見込まれる租税収入の減少を補うため、特例公債を発行することができるることとともに、当該特例公債等の償還に充てるための一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特例公債の発行

政府は、平成6年度から平成8年度までの各年度において、財政法第4条第1項ただし書の規定等により発行する公債のほか、次に掲げる各年度における租税収入の減少を補うため、予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができる。

- (1) 平成6年度については、所得税の恒久減税による租税収入の減少（平成7年1月から3月分）
- (2) 平成7年度については、所得税の恒久減税、平成7年分所得税の特別減税及び相続税減税による租税収入の減少
- (3) 平成8年度については、所得税の恒久減税及び相続税減税による租税収入の減少

2 特例公債に係る発行時期及び会計年度所属区分の特例

1の(1)により平成6年度に発行することができることとされた特例公債の発行は、平成7年6月30日まで行うことができることとし、同年4月1日以後発行される当該特例公債に係る収入は、平成6年度所属の歳入とする。

3 償還計画の国会への提出

政府は、1の(1)ないし(3)による特例公債の発行限度額について国会の議決

を経ようとするときは、その特例公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 一般会計からの国債整理基金特別会計への繰入れの特例

1 の(1)ないし(3)及び平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行した特例公債の償還に充てるため、国債整理基金特別会計法の規定による繰入れのほか、平成10年度から平成29年度までの各年度において、当該特例公債の発行額面金額の総額から3,485億6,000万円（平成 6 年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律の規定により発行した特例公債のうち、法人特別税及び自動車に係る消費税率の特例による消費税の減収分に相当する額）を控除した額の30分の 1 に相当する金額を一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案（閣法第 3 号）

【要旨】

本法律案は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得、消費、資産等の間における均衡がとれた税体系を構築する観点から、個人所得課税の累進緩和等を通ずる負担の軽減並びに消費税の中小事業者に対する特例措置等の改革及び税率の引上げによる消費課税の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 所得税法の一部改正

- (1) 20%の税率が適用される課税所得の範囲の上限を600万円から900万円に拡大する等税率構造の見直しを行う。
- (2) 基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除及び扶養控除を各々38万円（現行35万円）に引き上げる。
- (3) 給与収入600万円以下の給与所得控除率の適用対象となる給与収入の範囲を引き上げる。

2 消費税法の一部改正

- (1) 消費税の税率の引上げ

- ① 消費税の税率を4%（現行3%）に引き上げる。なお、地方消費税と合わせた負担率は5%となる。
 - ② 消費税の税率については、社会保障等に要する費用の財源を確保する観点、行政及び財政の改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成8年9月30日までに所要の措置を講ずる。
- (2) 中小事業者に対する特例措置の見直し
- ① 資本金1,000万円以上の法人の設立当初の2年間については、事業者免税点制度を適用しない。
 - ② 簡易課税制度の適用上限を2億円（現行4億円）に引き下げる。
 - ③ 限界控除制度を廃止する。
- (3) 仕入税額控除について、帳簿及び請求書等の保存を要件とする方式に改める。

3 その他

本法律は、平成7年1月1日から施行する。ただし、消費税法の改正及びその経過措置は、平成9年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う租税増収見込額は、平年度において、2,210億円である。

平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、平成7年分の所得税について、特別減税を行うための臨時措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 特別減税額の控除及び減税額

平成7年分の所得税について、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除することとし、その額は、特別減税前の所得税額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が5万円を超える場合には、5万円）とする。

2 特別減税の実施方法

(1) 確定申告に係る特別減税

平成7年分の所得税に係る確定申告書を提出する居住者については、そ

の提出の際に、特別減税前の所得税額から特別減税の額を控除する。

(2) 給与等に係る特別減税

- ① 平成7年6月において、同年1月から6月までの間に支払われた給与等につき源泉徴収された所得税の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には、2万5,000円）に相当する所得税を還付する。
- ② 平成7年中に支払の確定した給与等につき年末調整の対象となる給与所得者については、年末調整の際に、年末調整による年税額に100分の15を乗じて計算した給与特別減税額から①の還付金額を控除した金額を当該年末調整による年税額から控除する。

(3) 公的年金等に係る特別減税

平成7年6月1日において、同年1月から同年6月に支払われた公的年金等につき源泉徴収をされた所得税額の合計額に100分の15を乗じて計算した金額（当該金額が2万5,000円を超える場合には、2万5,000円）に相当する所得税を還付する。また、平成7年12月1日において、同年7月から同年12月までの期間内に支払われた公的年金等につき源泉徴収された所得税についても同様に還付する。

なお、本法律施行に伴う平成7年度における租税減収見込額は、1兆3,760億円である。